

平成29年度原爆被爆者相談事業実施要項

1 目的

原子爆弾障害作用により今なお特別な状態にある原子爆弾被爆者に対し、適切な助言指導を行い、もって原子爆弾被爆者の健康の保持及び福祉の向上を図ることを目的とする。

2 対象者

熊本県内に在住する原子爆弾被爆者及びその二世とする。

3 実施内容

実施する相談事業の内容は、次のとおりとする。

- ① 健康管理に関すること
- ② 医療に関すること
- ③ 施設の入所利用に関すること
- ④ 関係機関への連絡助言に関すること
- ⑤ その他

4 実施方法

- (1) 相談事業については、県下各地に支部を設置して当該事業の円滑な推進が可能な熊本県原爆被害者団体協議会（以下「被団協」という。）に実施を委託する。
- (2) 被団協は、前号に掲げる相談会を開催する時は、被爆者及びその二世に実施場所及び日時を通知するものとする。

5 相談会の費用

- (1) 相談会開催に要する費用については、県が被団協に委託料として支払う。なお、その金額については、原爆被害者介護手当等国庫負担（補助）金交付要綱4－（4）に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。
- (2) 前号に規定する補助基準額に変更があった時は、県と被団協は、速やかに変更委託契約書を締結する。

6 相談記録の作成及び守秘義務

被団協は、相談会を実施し相談を受けた場合は、相談記録を作成し、保管しなければならないものとする。

なお、相談事項については、特異なケースも考えられるので、外部に漏れることのないように特に注意するものとする。

7 その他

相談会の開催に関して、この要項に定めのない事項が生じた場合は、熊本県と被団協と協議のうえ決定する。

8 この要項は、平成29年4月1日から施行する。